

諸外国における保険募集法制の現状及びわが国の法制との比較

第46回保険WG (2008.9.16)  
同志社大学法科大学院 木下孝治

I. 保険募集法制を構想するための視点

1. 保険監督者国際機構 (IAIS) 保険コア・プリンシプル (2003年)  
[http://www.iaisweb.org/temp/Insurance\\_core\\_principles\\_and\\_methodology.pdf](http://www.iaisweb.org/temp/Insurance_core_principles_and_methodology.pdf)

IAIS「保険コア・プリンシプル」における募集規制関係の諸原則	対応する日本法の状況
<p><b>7 市場と消費者</b></p> <p>16. 以下の諸原則は、保険分野における主要な監督領域である市場行動に関する論点を提示するものであり、これらは保険会社の風評リスク又は健全性に影響を及ぼし得る。</p> <p><b>ICP24 仲介業者 (intermediaries)</b></p> <p>監督機関は、直接に、又は保険会社の監督を通じて、仲介業者の行為につき規制を設けるものとする。</p> <p><b>解説</b></p> <p>24.1 多くの保険市場では、仲介業者が保険の販売チャネルとして重要な役割を果たしている。彼らは消費者と保険会社の接点を提供する。彼らの行動を良くすることは、消費者を保護し、保険市場における信頼を増進させるために不可欠である。そのため、仲介業者は直接又は間接に監督されるべきである。仲介業者が直接に監督されるときは、監督機関は、必要な場合には立入検査をなすことができる必要がある。</p> <p>24.2 仲介業者には、保険の仲介業務に従事する者を全て含む。</p> <p><b>Essential Criteria</b></p> <p>a. 免許制または登録制の採用</p> <p>b. 適正な専門知識と能力の要求</p> <p>c. 必要な場合には、制裁を含む是正措置を講じること</p> <p>d. 顧客資産を扱う仲介業者の安全措置</p> <p>e. 仲介業者が顧客に対して自己の地位、とりわけ、保険会社から独立しているか、特定の保険会社と緊密な関係を有するか、保険会社を代理して契約を締結する権限を有するか否かにつき情報提供させること</p> <p>f. 無免許または無登録の仲介業者に対する規制権限</p>	<p>保険業法276, 286条 業法に規定なし。業界自主ルール 業法306~308条 監督指針II-3-3-5(2)③~⑥ 業法294, 296条  業法317条の2第4号(罰則)</p>
<p><b>ICP25 消費者保護</b></p> <p>監督機関は、外国保険会社が越境取引により商品を販売する場合を含めて、保険会社及び仲介業者がその主権域内で消費者と取引する際の最低限の規制を設けるものとする。この規制は、契約締結前から、契約上の全ての債務が満足に履行される時までにかわたる、消費者に対する重要情報の適時かつ完全な提供に関する規定を含む。</p> <p><b>解説</b></p> <p>25.1. 保険事業の行為規制は、保険市場における消費者の信頼強化に資するものである。</p> <p>25.2. 監督機関は、保険会社及び仲介業者に対して、顧客を公正に扱い、顧客の情報ニーズに注意を払うよう求め、自国の消費者のために、保険会社及び仲介業者が遵守する基準を定めるべきである。越境取引に適用される要件も明確にされるべきである。</p> <p>25.3. 保険金請求を処理するプロセスは、消費者を公正に扱うために不可欠である。この目的のために、国によっては、独立のパネルや仲裁のような特別の請求処理メカニズムが備えられている。</p> <p>25.4. 大多数の消費者にとって、保険商品を理解しこれを評価するのは困難である。保険会社及び仲介業者は、消費者よりも保険に関する知識は豊富である。それ故に、潜在的な保険契約者のために、以下の事項につきルールが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約の締結前に、インフォームド・ディシジョンをなすために必要な情報へのアクセス</li> <li>・ 契約の存続期間中に有する権利義務につき情報提供を受けること</li> </ul> <p>25.5. これらの要求は顧客の類型毎に区別されるべきである。特に、詳細な行為規制ルールは、再保険取引および専門能力を有する顧客には適当でない。もともと、これによっても、再保険者は、取引相手となる保険者に対して完全かつ正確な情報を提供する義務を免れるものではない。</p>	

<b>Essential Criteria</b>	
a. 監督機関は、保険会社及び仲介業者に対して、消費者と取引する際には、十分な能力及び注意の下に誠実に行為する (to act with due skill, care and diligence) 旨のルールを定めなければならない。	業法 299 条 (保険仲立人のみ) cf. 金商法 36, 41 条
b. 監督機関は、保険会社及び仲介業者が消費者をいかにして公正に扱うかにつき方針を定めさせ、この方針が従業員その他の販売協力者により遵守されるよう確保するための組織態勢と研修制度を備えさせる旨のルールを定めなければならない。	業法 100 条の 2、金販法 9 条 組織態勢・研修につき業法 100 条の 2、施行規則 53 条 1 項 9 号
c. 監督機関は、保険会社及び仲介業者が、消費者に対して助言を与え、又は契約を締結する前に、消費者の保険ニーズを見積もるために適切な情報を消費者から収集するよう求めなければならない。	施行規則 53 条の 7 (社内規則) 監督指針 II-3-5-1-2(17) (意向確認書面)
d. 監督機関は、保険会社及び仲介業者に対して課す、以下の事項についての情報提供義務の内容及び時期につきルールを定めなければならない。 - 商品及びこれに付随するリスク、便益、義務及び費用 - 既存の保険契約者又は潜在的な保険契約者との間で生じ得る利益相反など、販売に関するその他の事項	業法 300 条 1 項 1 号、 監督指針 II-3-3-2(2)等、 II-3-5-1-2(16) 業法上の規定なし
e. 監督機関は、簡素で、アクセスの容易で、衡平に適った手続により、保険会社及び仲介業者が苦情を効率的かつ公正に処理するためのルールを定めなければならない。	業界自主ルール
<b>Advanced criteria</b>	
f. 監督機関は、保険会社及び仲介業者に対して、顧客の個人情報保護に十分配慮しつつ、顧客情報の取り扱いに関するルールを定めなければならない。	施行規則 53 条の 8、 個人情報保護ガイドライン
g. 監督機関は、電子商取引のような越境的な保険販売活動に対して国内法が適用されるか否か、どのように適用されるかにつき公衆向けに情報を発信するものとする。監督機関は、監督に服さない事業者との取引を回避するために、必要があれば消費者に対して警告通知を発しなければならない。	業法 186 条 (海外直接付保規制)
h. 監督機関は、消費者の保険契約に対する理解を促進するものとする。	業界対応 (バイヤーズガイド他)

## 2. IAIS 「保険事業における行為規制のための原則」 (1999 年、2007 年改定)

<http://www.iaisweb.org/temp/Principles for conduct of insurance business.pdf>

### 本原則の背景 (抄)

- 保険商品は複雑であり、多数の市場参加者にとってこれを理解し評価するのは困難である。
- 重要な情報をできる限り書面で受け取ることが肝要である。
- 書面の情報は口頭で補足説明されることがあるが、口頭で情報提供する者は助言をするために必要な知識を備えていなければならない。
- 潜在的な保険契約者のために、書面による情報提供を受け、正確な助言を受け、正当な請求の際には正確かつ適時な補償を受けると期待することができ、疑問があるときは中立的機関から助言を受けることのできるためのルールが必要である。
- 保険商品に関する情報は、保険会社及び仲介業者の方が優位にある。消費者は、保険者の有利に偏った契約条項、保険者に不当に有利に解釈されるかも知れない条項、あるいは単に彼らのニーズを満たさない条項を含むことに気付くことができないかも知れない。種々のマーケティング手法が、潜在的な保険契約者にプレッシャーをかけているかも知れない。
- 以上の観点から、保険市場における行為規制が必要となる。

第 1 原則 誠実性 (integrity) 保険会社及び仲介業者は、常に誠実に (honestly and in a straightforward manner) 行動すべきである。誤解を招く、又は欺瞞的な言動を回避する義務を負う。法令上又は実務慣行上の責任の免除、軽減を模索してはならない。
第 2 原則 技能・注意 (skill, Care and Diligence) 保険会社及び仲介業者は、十分な技能と注意をもって事業活動を行うべきである。すべての取引に際して注意深く勤勉に行動しなければならない。必要な場合には、いかなる保険保護が必要かを決定するために、顧客の個人的な要求の評価がなされるべきである。注意義務には、顧客資産の適切な保護措置を含む。
第 3 原則 健全性 保険会社及び仲介業者は、健全性を保って事業活動を行い、態勢を整備 (organize affairs) すべきである。

第4原則	顧客に対する情報開示 保険会社及び仲介業者は、顧客の情報ニーズに十分に注意を払い、彼らを公正に取り扱うべきである。 この原則は、①顧客がバランスのとれたインフォームド・ディシジョンをなし得るように、適時に、認識しやすい方法により重要な情報を提供する義務、②メリットとリスクに関する情報をバランスのとれた方法により提供する義務、③業者及び顧客の双方の義務を、明確で理解しやすい方法により説明する義務を含む。
第5原則	顧客に関する情報 保険会社及び仲介業者は、助言を与え、又は契約を締結する前に、合理的に期待される顧客の情報につきその提供を求めるべきである。
第6原則	利益の衝突 保険会社及び仲介業者は、利益の衝突を回避しなければならない。 業者は利益の衝突を回避しなければならない。利益衝突が生じたときは、業者は開示、守秘義務、行為の回避その他の行動により全ての顧客を公正に取り扱わなければならない。業者は不公正に自己の利益を顧客のそれよりも優先させてはならない。適切な情報提供を受けた顧客であれば、顧客の利益が業者の利益よりも優先されると合理的に期待され得る場合には、業者はこの期待に応えるべきである。
第7原則	監督機関との関係 略
第8原則	苦情処理 保険会社及び仲介業者は、適用がある場合には、苦情処理システムをサポートすべきである。
第9原則	経営及び支配 略 全般に対する留意事項 これらの原則は、市場における行為基準の基盤をなすべきものである。これらの基準は法令上の裏付けを与えられることもあれば、業界団体により監督され、実行が強制されることもあり、いずれを採用するかは監督機関の判断による。これらに、より具体的な方法や複数の選択肢を含めることも許される。

### 3. 2002年EU保険仲介指令の構造

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32002L0092:EN:HTML>

第1条 適用範囲

第2条 定義

「保険仲介」とは、紹介、提案その他の保険契約の締結に向けた準備行為、契約締結行為、契約の管理又は契約上の給付、特に保険事故発生時の給付請求の支援を指す。

第3条 登録制

第4条 専門性

第5条 既得権

第6条 他の加盟国における開業、役務提供の通知

第7条 監督機関

第8条 制裁

第9条 加盟国間の情報交換

第10条 苦情受付（監督官庁）

第11条 裁判外紛争処理

第12条 仲介業者が提供する情報

1. 契約締結前（必要があるときは契約の変更、更新時を含む）に、仲介業者は少なくとも次の情報を提供しなければならない。

(a) 仲介業者自身の商号・名称及び住所

(b) 登録先及びその証明手段

(c) 仲介業者が保険会社に対して10%以上の直接、間接の議決権を有するか否か

(d) 保険会社が仲介業者に対して10%以上の直接、間接の議決権を有するか否か

(e) 顧客その他の利害関係者の苦情申立機関

加えて、仲介業者は、顧客に提供する商品に関して以下の情報提供をなすものとする。

(i) 第2項の定める公正分析義務に基づく助言をなすか否か

(ii) 一又は複数の保険会社との間で専属的な仲介業務をなす契約上の義務を負うか否か。これを負う場合には、顧客の求めに応じて、該当する保険会社の名称を告げなければならない。

(iii) 契約上、一又は複数の保険会社との間で専属的な仲介業務をなす義務を負うものではなく、第2項の定める公正分析義務に基づく助言をなすものでもないか。この場合には、顧客の求めに応じて、保険契約の仲介をなし得る保険会社の名称を告げなければならない。

顧客の求めに応じて情報が提供される場合には、顧客はこれらの情報を求める権利を有することにつき情報提供されなければならない。

2. 仲介業者が顧客に対して公正な分析に基づき助言を与える旨を告げた場合には、この助言は、市場において調達可能な十分に多数の保険契約を対象にした、専門的基準に従い、いずれの保険契約が顧客のニーズを満たすかについて推奨をなし得るような分析に基づいて与えられなければならない。

3. あらゆる保険契約の締結に先立ち、仲介業者は、顧客から与えられた情報に基づき、顧客のニーズ及び、顧客に対して提供される助言の背後にある理由を特定しなければならない。…

4. ラージリスク、再保険の適用除外

5. より厳格な国内法を置く権限の留保

第13条 情報提供の条件

第14条以下 最終条項

#### 4. 英国金融サービス機構 (FSA) ハンドブックにおける保険募集規制

投資商品についての行為規制ルール (COB) 2001年12月施行 → 2007年11月より新ルール (COBS)

非投資商品についての行為規制ルール (ICOB) 2005年1月施行 → 2008年1月より新ルール (ICOBS)

ICOBS の体系

第1章 適用範囲

第2章 総則規定 (顧客の類型、金融プロモーションなど)

第3章 非対面取引

第4章 業者自身、提供サービス、報酬に関する情報の提供

第5章 顧客ニーズの特定及び助言

第6章 商品情報提供

第7章 取消・撤回権

第8章 保険金請求

第9章 最終条項

#### 5. わが国の法制との比較

保険業法の募集に関するルールは、近年、銀行法、信託業法、金融商品取引法等に影響を与えたように見えるが、その体系自体は、明治末期の自主規制以来の過去の経緯の延長上にあり、基本型は昭和23年制定の保険募集の取締に関する法律により固まった。平成7年改正も、保険仲立人の導入以外は、細部の改正に留まっている。

他方、近年の欧州における規制の動向において、特に注意すべき点は次の2点である。

1. 保険会社と仲介業者の法律関係 (募集委託関係) に着目するのではなく、顧客に対していかなるサービスを提供するかの見地から、募集主体の類型化が行われている。
2. 行為規制については、顧客のいかなる利益が保護されるかを特定して作為義務を定める手法がとられている。

具体的には、次のような論点について、再検討をするに値すると思われる。

##### 1) 募集概念について

- ・ 現行業法が定義している保険募集概念を核として、業法上の主体規制、行為規制を構想することに洩れはないか。

- ・ 保険募集概念を法令上明確にできないか（現在は、監督指針に部分的に記述あり）  
現行法上は、規定毎に、規制目的に応じて募集概念を多義的、機動的に解釈する方が合理的に処理できる点があるようだが、これは法令上整理できないか
- ・ 契約締結後、保険金請求時などに保険募集人等が果たす役割も踏まえて、規制を考えるべきではないか
- ・ 業法の目的規定が言う「保険募集の公正」とは何か

## 2) 募集主体について

- ・ 保険募集人と保険仲立人の二分法は、顧客に対して提供されるサービスの観点から見直せないか
- ・ 独立性の高い乗合募集人と仲立人の間では、賠償資力の規制、誠実義務などの点では違いがあるが、行える行為には規制上目立った違いはない。  
乗合募集人という中間的なカテゴリーを正しく認知した上で、実態に即した規制とすべき  
(実現の方法には、乗合代理店に対する規制強化と、保険仲立人に対する規制緩和の両方向がある。賠償資力規制の柔軟化（仲立業務を登録した保険分野について責任保険を購入すれば足りる等）をベースに、後者を基本とすべきではないか)。
- ・ 募集人の資質は自主規制から法律上の登録要件に変える必要はないか
- ・ 紹介代理店の扱いは、現在のままでよいか  
外国法制では、紹介代理も規制の対象である。

## 3) 募集行為について

- ・ 行為規制の体系化——禁止行為のカタログだけでよいのか  
誠実義務の一般規定は、保険会社及び保険募集人にも必要ではないか（法制審議会保険法部会における双方向の誠実・協力義務）  
保険業法にも適合性原則を明文で定める必要がある。一般的な行動原則（原理）と、顧客を知る義務、公正助言義務などの個別のルールの方を定めるべきではないか
- ・ 態勢整備義務と行為規制の関係  
行為原則とルールの違いを認識しておけば、それ以上に態勢整備義務という観念は不要だったのではないか。  
保険WGだけでは議論できないだろうが、考え方を整理できないか。態勢整備義務とされている事項の中に、行為規制に置くべきものはないか。
- ・ 契約概要、注意喚起情報、意向確認書面の法令ルール化  
本来は法令に置かれるべき規定が監督指針に置かれているのは放置すべきでない。
- ・ 適合性原則の具体化  
適合性原則を前提とした、顧客を知る義務、助言を行う際に中立的な分析を行う義務、助言を行う際の推奨理由の説明義務、手数料開示義務なども必要ではないか。
- ・ 契約者・被保険者などの保護を目的としない規定の扱い  
告知妨害、特別利益の提供禁止、自己契約の禁止などの規定においては、契約者保護は間接的にしか実現されず、規制の実質は業者保護（業界の秩序維持）にあるといわざるを得ない。これらの規制目的は、募集人の保険会社に対する利益相反行為の禁止か、または過当競争の禁止である。この点を明確に認識し、廃止も含めて見直しをすべき。
- ・ 誘引行為の規制——不招請勧誘、広告規制  
販売勧誘PTでも積み残しになった宿題。比較表示自由討論会で得られた結論の扱い。
- ・ 銀行窓販規制について  
銀行だけに規定しているが、実は募集人一般に妥当する規制もあり、激変緩和期間が経過すれば、手順を踏んで規制緩和して良い事項もある。わが国の規制は諸外国では例がない。大規模、独立的な乗合募集人に妥当すべき規制と、銀行に固有の規制を分離することを議論できないか。

#### 4) 業法違反行為の民事効について

- ・ 法制審議会+昨年11月の保険WGでは、民事効を伴うべき事項についても、業法で扱ってきた経緯から、今後も業法で民事ルールを扱って良い、という了解となった。283条の合理化について、これらの規定の解釈が不都合な箇所を特定して議論すべき。特に、大規模かつ独立的な乗合代理店における責任の在り方。

#### 5) クーリングオフについて

- ・ 適用除外規定の合理化（整理縮小）が必要
- ・ クーリングオフ期間を外国法制並みに長く取るべき
- ・ クーリングオフの濫用防止は、適用除外によるのではなく、濫用防止措置を組み込むことで対処すべき